

農林水産委員会會議録 第二十四号

昭和三十四年三月十七日(火曜日)委員長の指名で次の通り小委員及び小委員長を選任した。

農業法人等に関する調査小委員

秋山 利恭君 五十嵐吉蔵君
吉川 久衛君 倉成 正君
助川 良平君 丹羽 兵助君
本名 武君 足鹿 覺君
石田 寅全君 角屋堅次郎君
中澤 茂一君

農業法人等に関する調査小委員長

吉川 久衛君

昭和三十四年三月十七日(火曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長代理 理事吉川 久衛君

理事大野 市郎君 理事丹羽 兵助君

理事赤路 友蔵君 理事石田 寅全君

秋山 利恭君 五十嵐吉蔵君

今井 耕君 大森 玉木君

倉成 正君 笹山茂太郎君

田口長治郎君 高石幸三郎君

永田 亮一君 永山 忠則君

野原 正勝君 松岡嘉兵衛君

三和 精一君 八木 徹雄君

足鹿 覺君 角屋堅次郎君

久保田 豊君 高田 富之君

中村 時雄君 西村 関一君

松浦 定義君

出席政府委員

大蔵政務次官 山中 貞則君

国税庁長官 北島 武雄君

農林政務次官 石坂 繁君

農林事務官 伊東 正義君
(農地局長)
農林事務官 安田善一郎君
(畜産局長)
委員外の出席者
大蔵事務官 金子 一平君
(国税庁長官)
日本国有鉄道参事 磯崎 徹君
(営業局長)
専門員 岩隈 博君

三月十七日

委員安倍晋太郎君、加藤常太郎君及び八木徹雄君辞任につき、その補欠として高橋等君、野原正勝君及び永山忠則君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員高橋等君、永山忠則君及び野原正勝君辞任につきその補欠として安倍晋太郎君、八木徹雄君及び加藤常太郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

小委員会設置並びに小委員及び小委員長の選任に関する件

酪農振興法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六九号)

飼料供給安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十三名提出、衆法第四一号)

農林水産業の振興に関する件(農業法人問題)

農林水産業の振興に関する件(農業法人問題)

農林水産業の振興に関する件(農業法人問題)

農林水産業の振興に関する件(農業法人問題)

農林水産業の振興に関する件(農業法人問題)

農林水産業の振興に関する件(農業法人問題)

農林水産業の振興に関する件(農業法人問題)

農林水産業の振興に関する件(農業法人問題)

農林水産業の振興に関する件(農業法人問題)

農林水産業の振興に関する件(農業法人問題)

農林水産業の振興に関する件(農業法人問題)

○吉川(久)委員長代理 これより會議を開きます。
松浦委員長は本日都合により出席できませんので、その指名により私が委員長職務を行います。

小委員会設置に関する件について諮りいたします。当委員会において先般調査して参りました農業法人等の問題をさらに専門的に調査するため、本委員会に小委員十一名からなる農業法人等に関する調査小委員会を設置したいと存じますが、これに御異議ありませんか。

○吉川(久)委員長代理 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいま設置するに決しました小委員会の小委員及び小委員長の選任につきましても、委員長においてこれを指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

○吉川(久)委員長代理 御異議なしと認め、小委員及び小委員長の選任は追って公報をもって指名いたします。

○吉川(久)委員長代理 農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

農林水産物の貨物運賃問題について野原正勝君より發言を求められております。この際これを許します。野原正勝君。

○野原委員 農林水産物の貨物運賃

の問題が非常に大きく今問題になろうとしておりますので、私は、この際この問題に關しまして十分の委員会で審議を尽くし、あやまちのない国鉄の貨物運賃の改定という問題に対処して参らなければならぬというふうに考えて、この委員会に特にお願ひしまして發言を許していただく機会を持ったわけでありました。

本日は、私もいろいろお話ししたいと思ふ関係の者が来ておりませんので、今日の午後でもよろしいし、また場合によっては明日でもよろしいのでありますが、まず委員長の方でお取り計らいをいただきたいことは、運輸省側の方からは永野運輸大臣並びに十河国鉄總裁の出席をお願いしたい。

それから、農林省側の方からは、三浦農林大臣、山崎野村長官、奥原水産庁長官並びに須賀農林経済局長にこの委員会に出席していただくようにお取り計らいをいただきたいと思ひます。

それから、この際、国鉄貨物運賃改定の問題に關しましての資料の要求をいたします。国鉄の運賃制度調査会における提出資料全部、それから、貨物部会における提出資料全部、及び貨物等級専門委員会における提出資料全部、これを当委員会に一つ御提供願ひたい。この資料によりまして貨物運賃改定問題を十分の時間をかけて検討を加えることにしたいと思ひます。

これは、事は運輸の問題であり、また運輸委員会の問題でもありましようが、なかならず農林水産物の運賃は農

山漁村の人たちの生活に非常に大きな影響があります。同時にまた、中小企業の人々にも非常に大きな影響があります。また、国民生活の全体にもたらす影響たるや、はかり知れないものがあるわけでありました。そういう点から、これらの問題をあくまでも明らかにいたしまして、あやまちのない国鉄の運賃改定という問題に対処していく必要がある、さように考えますので、委員長においてお取り計らいをお願いしたいと思ひます。

○吉川(久)委員長代理 ただいまの野原委員からの要求は、委員長において要求通り取り計らいいたします。

午前の會議はこの程度にとどめ、午後一時より再會することとしてこれにて休憩いたします。

午後一時四十分開議

○丹羽(兵)委員長代理 休憩前に引き続き會議を開きます。

農業法人問題について政府当局より發言を求められておりますので、この際これを許します。石坂農林政務次官。

○石坂政府委員 農業法人の課税上の取扱ひにつきましても、さきに発表いたしました統一見解の通りであります。さらにこれを敷衍いたしますと次の通りであります。すなわち、農業法人が農地の使用収益について農地法上の許可を受けていない場合は一応その所得は個人に帰属するものと推定せ

られませんが、農地法の許可を受けていない場合であっても、法人の経営の実態より見て所得の享受者が法人であると認められる場合は法人として課税することが相当であり、しからざる場合は個人として課税することが相当であると存じます。従って、昭和三十一年度分及び昭和三十三年度分の取扱についてこの原則によって処理せざるを得ないと存じております。

○山中政府委員 大蔵省といたしましては、ただいま農林政務次官の述べられましたことにつきまして異議はございません。

なお、法制局といたしましては法制上これに対しては異議のないことを表明いたします。

○丹羽(兵)委員長代理 次に、酪農振興法の一部を改正する法律案及び飼料供給安定法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、審議を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。永田亮一君。

〔丹羽(兵)委員長代理退席、吉川(久)委員長代理着席〕

○永田委員 昭和三十四年度の農林関係予算を通過してみまして、どうもおおせじにもほめられるものではないかと思うのであります。しかし、その中ではまだ畜産関係の予算は相当に躍進をしておるように思われるのであります。ほかの農林関係のものに比べれば、前年度に比べてかなり躍進しておるということは、これは局長初め皆さんのお骨折りによるものと思ふのであります。この畜産あるいは酪農の問題こそ、わが国の農業を合理化していく、さらに国民の食生活の改善になくはならぬものであるという認識がだんだんと深まってきた現われであると考えまして、酪農関係の者としましては、まずこの点については農林当局の御努力に敬意を表するわけでありまして、

酪農関係の本年度の大きなねらいと申しますか、どういふことを柱としてやっていくかとしておるのか、この根本的な方針について石坂政務次官にまずお尋ねしたいと思うのであります。

○石坂政府委員 昭和三十一年度における酪農の基本方針についての御質疑でございますが、昨年中酪農問題につきましていろいろ皆さん方にも御心配をかけております。御承知の通り、戦後における酪農の急速な発展と推移を顧み、最近における牛乳、乳製品品の事情に対処いたしまして、昭和三十一年九月二十七日に閣議の了解をもちまして、牛乳、乳製品の供給調整対策というものを策定いたしました。さらに、昭和三十三年八月二十二日の閣議決定によりまして、当面の乳価対策について決定いたしました。このことにつきまして、これに基きまして、政府といたしましては、酪農振興基金の設立とともに、牛乳、乳製品の学校給食における国産品の一部使用増加、これによる需給調節、及び、主として昨年夏期における乳価対策のための応急対策を講ぜられることとなつたのであります。本来、酪農が農業経営の長期的な合理化と発展のための根幹であり、牛乳、乳製品が今後

における国民栄養の大宗となり、国民食生活改善と体位の向上に寄与することは言うまでもございません。しかし、牛乳、乳製品の生産、流通、消費の各分野にわたる伝統的かつ不均衡な不合理が一般経済の影響下にありまして最近著しく表面化して参つたのであります。よつて、この際、根本的に関係産業、経済構造の体質を改善することを目標といたしまして、長期的観点に立ち、総合的な計画及び施策を樹立、実行することが必要と認められるのであります。従つて、また、あわせてこれがための経過的及びその他に關連いたしまして必要な措置をできるだけすみやかに講ずるの必要を感じまして、昨年以来事務当局はそれこそ日夜を分たず酪農全体の問題を検討いたして参りまして、酪農経営の改善安定と振興に關する国の基本計画その他必要な計画を策定いたしました。昭和三十一年度の予算におきましても、前年度に比較いたしますと、畜産全体におきまして九億の増加をいたしております。なお、策定いたしました項目はかなり多岐にわたつておりますので、一挙に全部直ちに実現することもそうやさしい問題とは思いませんけれども、すでに策定いたしました諸決定事項に従いまして、逐次強力にこれが実現を期して参りたいと考えております。

要するに、国民の食生活の改善、国民の体位の向上、さらには国民経済の体質の改善という観点からと、酪農家の経営の安定ということとを主眼といたしまして、右申し上げました諸政策につきまして十分に努力を進めて参りたい所存でございます。

○永田委員 大体わかりました。根本

方針はそれくらいにいたしましたして、酪振法問題に入つていきたいと思います。

この酪振法は成立のときにすでに相当欠陥が認められておつたと思うのであります。酪振法は、昭和二十九年、あれは十九国会でありましたか、そのとき成立したのであります。その法律の中では、乳価の安定あるいは消費の増進というものに對する規定がないということがだいたい問題になりまして、当農林委員会におきましても附帯決議をつけたはずであります。たとえば、牛乳の集団飲用の促進であるとか、あるいは牛乳の生産費を償うところの乳価の維持の問題、あるいは乳製品の需給に對する融資あつせん、こういうような附帯決議をつけておいたのであります。今日出されておる酪振法の改正案を見ますと、これはずいぶん出たり入ったり、最終案なるものが何へんも變つたりして、大分よめいたような形跡がございまして、私もその中ではまだ十分に納得がいかないものが多々あるものであります。それで、その中の具体的なことについて逐次質問を申し上げてみたいと思ふのであります。

まず第一は、集約酪農地域の問題であります。これはこの法の施行以来今までにたしか七十五カ所ほど指定されたはずであります。原料乳の地域が六十カ所でありましたか、市乳の地域が十カ所くらいあつたと思ひます。この七十五カ所以外にまだ追加の予定のようでありまして、この集約酪農地域というものは、その後出た政令で見ますと、原料乳の地域では、毎日百五十石、五千頭を単位としており、市乳の

地域では、毎日六十石、二千頭ぐらゐが基準にされておるようであります。しかし、こういう基準でありまして、事実上一つの地域に一つの工場しか承認されないという現状でありまして、この一つの工場の指定をめぐつて、私も聞いておりますのは、相当乳業者の間にいろいろな競争が行われて、思ひましたような買収とかなんかが行われておる。従つて、この地域内の酪農民というものは、中心工場の経営者である乳業者の従属的な地位となつてきたやうな傾向がある。そういうやうな思ひまわしい競争であるとか、あるいは乳業者が工場に對して従属的な地位になつてきた、こういう点はなかつたかどうかというやうな点について、まず局長に一つお伺ひしてみたいと思ふのであります。

○安田(善)政府委員 私、先生御承知の通り、必ずしも詳しくありませんので、法施行以後の酪農地域の、特に乳業者の点についての非常な内情のこまかいことはわかりませんが、正當に業務の引き継ぎを受けております限りにおいては、たとえば青森の三八地区とかその他の地区におきましては、中心工場を中心にして一地域一工場、すなわち、お話のように、原料乳地帯は乳量百五十石の加工工場を考へる、市乳地帯では乳量六十石の集荷処理を一応考へるということにいたしておりますので、目的は生産牛乳と処理との間のアンバランスのないやうにということであらうと考へるのであります。経営の合理化から来る工場、事業場の単数制度が望ましいというやうな傾向も出ておりますので、それら

のことが全くなかったとは思いますが、これを最近も研究しておりますが、今後なおよく先生方の御意見を伺いまして、既存の制度の部分、すなわち今度の法律改正案によりまして改正する部分以外でも、政令、省令、あるいは基準等の定めるところにおいて変更するのは、酪農を振興し、経営を安定し、乳業を盛んにして、生産と流通、消費を合理化して、そのおののマツチをはかるというような意味合いに對しまして、場合においては、だんだんと修正して適用すべきものだ、こういうふうな思っております。なお、地域指定の際に、すでに既存の工場が二つあったり、既存の工場と中心工場を指定することによりまして二工場になる、こういうようなことは別に排除いたしておらないわけでありまして、

○永田委員 この酪振法が制定された昭和二十九年ごろに比べますと、わが国の酪農は著しく規模が拡大してきたと思うのであります。酪農の規模がどんどん大きくなつてくる。それによつて酪振法というものがだんだん時代からずれてきているのではないかという気がするのであります。たとえば、従来、市乳処理工場のプラントに原料乳を送る、そしてそこで市乳に出すけれども、余ったものは、一たん集荷した余剰分をまた地方の乳製品の工場に運送する、こういうような不経済なやり方をやっておるところが相当あったと思うのであります。現在では、こういうやり方ではなしに、消費都市に、市乳の処理、それから同時に乳製品の製造をあわせて行うことができる大総合工場というものを建てていくということが、このごろの時代に合った

行き方であらうと思つてあります。そういう点から見ると、今度の酪振法の改正の中で指定地域の問題がありますが、この指定地域の規制というものが、こういう時代の流れの面から考へてみますと、どうも逆行しているのではないかと、酪農のほんとうの振興、あるいは安い牛乳を市乳に出すというふうな点から見て、これをむしろ妨げる結果になりはせぬかという心配があるのであります。地域指定の問題について御意見を伺いたいと思つてあります。

○安田(善)政府委員 今回、指定地域におきます酪農事業施設の届出制、これに對するある条件、法定した条件に從ひまして、その適正配置のために必要な勧告をなし得る規定も設けてあるのであります。先生御指定の点に即して申し上げますと、第一が、立法当時よりは情勢が變つておるのだから、市乳都市の方に総合大工場のようなものをもつとよく認める方がよくはないか。総合工場とは、飲用牛乳と余剰牛乳の乳製品処理工場を兼ねた総合的なものだという御意味だと思ひますが、原則といたしまして私もその通りだと思ひます。あわせまして、およそ処理、製造の工場は、適正規模で、消費者に資するように、生産者に有利であるように、適正規模化もだんだんとはかつていかなければならぬと思つてあります。作業の能率化等においても同様であります。たとえて申しますと、生乳が腐敗しやすい夏分などは、三日以上一週間も雨が続きますと、市乳用に製造しましたものでも販売ができないことがありまして、これを乳製品にあてて回す必要も

あるのであります。これを集約酪農地域に運送するようなことは合理的なことではございませんので、その例から見て、そのように思つてあります。第二の、指定地域の規制が逆行しているのじゃないかというところは、提案理由で過般政務次官が当委員会でも御説明を申し上げましたように、集約酪農地域に指定されるような地域がだんだん減りまして、中には原料乳地帯と市乳地帯の両方がある。この場合に、酪農の振興に伴ひまして牛乳の生産がふえるのであります。本来日本では、性質上、飲用牛乳すなわち市乳で売れる方が同じ生乳の生産でも農家に有利でございます。だから、売れるものでありますれば、また国産の市乳の消費をいふるの手を使つて増進すべきものと思ひますが、それに照應いたしまして、集約酪農地域の中で生産されますものが付近または経済的立地条件の範囲内におきまして他の地域において飲用牛乳等で販売されることは、必ずしも生産者にも消費者にも悪いことではないわけでありまして、生産者団体と労働組合あるいは主婦連等が共同いたしました。安い牛乳の集約的飲用を進められ、学校給食をやるといふようなことは望ましいことだと思ひますが、その際に、生産と消費をマッチさせまして、かつまた業者間の過当競争を防ぎ、適正規模化と適正配置をもちまして、生産、乳業ともに共存し得るような――乳業と申しますのは、牛乳の生産、販売、加工を行います乳業者及農業協同組合も一応乳業者と申すものでございまして、その両者の共存をはかりますためには、やはり牛乳の生産から販売、消費地まで適当な程度の、す

なわち、現在の状態では自由経済を骨子にはするが、必要公益を保持するための規制は必要だという立場に立ちまして、その限りにおいて、せつかく集約酪農地域の酪農振興をはかることの上において抜けておるところを指定地域内では温和にこれを調整することが適當ではないか。調整とは、施設の届出をいたさないで、強制力を法には持つておるわけではないが、必要な限り勧告をして、その援助を中心にして合理化をはかつていただくという意味の案を具しておるわけでありまして、従ひまして、これがむしろ立法当初の精神またその後の情勢に應じてまして目的を達成するために必要なことであるのでありまして、時代に逆行しておるといふふうには私どもは考へておらない次第でございます。

○永田委員 今の局長のお話もよくわかりましたが、ただ、温和に漸進的にやつていこうという考え方も、それは一つの考え方ではありますけれども、昨今の酪農情勢と申しますか、拡大の速度というものが急速に大きくなつてきておると思つてあります。そして、大工場が都市の周辺にでき、タンク・ローリーなんかの冷却輸送機具が発達して参りました。集約酪農が非常に大きくなつてきました。一つの工場の集約範囲が十県とか十数県の範囲にも及ぶほど大きな集約範囲になつてきておるのであります。従つてこういう時代になつて参りますと、今までの集約酪農地域というものにあまり固定した考えを持つておると、どうも時代の進行にマッチしないのじゃないかという気がする。府県という行政区域を超越してしまつて――今までのような小さ

な酪農地帯のまん中に工場があるというふうな方式は、私はどうも時代おくれでないかと思つてあります。こういうときには、むしろ今までの小さな工場なんかは思い切つてつぶしてしまつても、大きな総合的なものを作る方が、今休のコスト安にもなるし、また安くすれば消費も拡大する、従つて酪農の発達にもなる、こういうふうな考へておるのであります。どうもこの規制のやり方に疑問があるのであります。重ねてこの点御説明をお願いしたいと思います。

○安田(善)政府委員 先ほどお答え申し上げました中で、従来の集約酪農地域に固定をしておるといふ点が時代逆行というか時代おくれではないかという点についてお答えを落しました。その点は、集約酪農地域は、日本の農業経営の改善のためと、酪農の健全なる発達、経営安定というふうな意味でございまして、それを目的にして、自然的条件と経済的条件が一応必要と認められる開発地域を中心に現行法では考へておると思つてあります。従来はこの関係だけが酪農経営に關します。政府が法律をもつて行うところの施策の地域となつております。その中には、乳業施設、集約施設、自給飼料、家畜の飼養頭数等のことも振興計画をもつて定めることになつておるのであります。これは必ずしも集約酪農地域に固定していることはいいことではないと思ひまして今回の法律案を提案いたしましたので、その意味におきましては、集約酪農地域に固定しているのは時代おくれだと思ひます。と申しますのは、集約酪農地域の中における乳牛の頭数は、日本全国の乳牛の頭数の三

割七分しかおりません。生産乳もそれに応じて半分以上であります。ところが、牛乳、乳製品の流通、消費とか価格とか安定とかいうことが問題になりますので、さらにその地域外におきましても酪農経営改善に関する計画を立てることを考え、またそれを国や県が指導すること、またこのための組合等の事業を援助することを今回は法案に規定をいたして御提案申し上げておるのであります。その意味においては御意見は同感でありまして、法案の各逐条について御審議をお願いしたいと思いますのであります。

それから、小工場をつぶして大きな総合工場を作るのいろいろな点から見ていいじゃないかという点でございしますが、いかなる産業でも、適正規模と、生産費が合理化されて、従業員の手入の所得が多くて、消費者には安く手に入る、国際競争力も強いということが望ましいと思ひますが、やはりそれには手段と時期とが必要だと思ひまして、その方向に基きましてそれぞれについて考えるべきだと思ひのであります。現在営業している工場を一挙につぶすということはちょっとどうかと思ひます。もしそういう方法をとりますれば補償等のこともあると思ひますが、言葉の問題かもしれません、逐次移行する。中小企業は、協同組合を作りまして、あるいは中小企業団法法を通じまして共同化を進めて、まずその目的を達する、国際的にもまた消費者と生産者との間でもどうしても合わないようなものはこれを整理する、そういう方法でいくのが温和であらう、かつまた、目下農林省ではその点の非常に詳しい法案を提案するかどうか

か研究中でございまして、今後その方向で努力いたしたい、こういうふうにしておるのであります。

○永田委員 大体わかりましたが、今その補償のお話が出たので、ついでにお尋ねするわけですが、もしこの法律がそのまま施行されるということになりますと、たとえば施設の変更とかそういうことで指定地域で規制が行われた場合に、そういうときの損害補償については何かお考えでしょうか。

○安田(善)政府委員 その点につきましては、酪農事業施設に關しましては、新設、変更の場合、廃止を含みませんが、施設がありまして、事業の一部または全部の休止または廃止の場合には規定してありますが、承認制度の場合と、届出をお願ひする場合と、そういう適當な条件のもとに行政庁が勧告をすることができるといふ規定が現行規定のほかにさらに追加されておるのであります。そのいづれを問はず、現行法の承認制度と届出制度においても補償がありませんでしたように、今回は補償を考慮しておらないのであります。しかし、そのやり方によりましては補償が要する場合も生ずるかと思ひますが、改正をいたしました追加の規定の、勧告をすることができるといふ場合におきましては、適正配置に關しましても事前に届出を願ひまして、計画変更をして実施をお願いするようなことでございまして、得べかりし利益か、そうでなしに、得た利益に對して通常生ずべき損失を補てんする必要があるようなそういう損失であるかといふこと等を考え合せながら、業界に――業界というものは農協等も含みますが、損失を生じない建前でありま

す。勧告をすればその目的を達することが意圖されるのは當然でありますけれども、法律的に見ますれば、勧告をすることは命令をしたことではございせんので、他の幾つかある法律に對しておのありますように、その引き受け実施の義務が生じませんので、損失を生ずることはない。他のいろいろ法律があるようではございしますが、勧告に關して損失補償を規定した法律は、一応私どもは目下見受けないのでその範囲で運用する、こういうつもりでございします。

○永田委員 酪農の規模が非常に拡大されたことなどありますが、たとえば乳価のことなどなかにしまして、工場なんかの出先の方では話し合いがいろいろつかなかつた。去年あたりいろいろごたごたがありましたけれども、大ていの工場では、出先の工場長では話がつかぬといふことで、みんな東京や大阪の乳業者の本社の方で、つまり中央でなければ交渉ができなかつた。こういうことを考えてみても、今までの小さな集約酪農地域の考え方というものは、私は直していかなくちゃいかぬのじゃないかと思ひのであります。そういう意味においては、今度の知事のあつせん機構といふか、府県の方のあつせん機構を主にするというような考え方、やはりちよつと時代からずれておるのじゃないか。この点はまたあとで伺いますけれども、ちよつと関連して、知事の方のあつせん機構というものは、今の時代から言へば中央でまず第一義的にやるべきじゃないかといふことについてお答え願ひたいと思ひます。

せんまたは調停のことでもございします。現行法におきまして、なまの牛乳の取引についての紛争のあつせんをするには、知事があつせん委員をして行わせる方法でございしますが、集約酪農地域に生産される牛乳の取引だけに限つてはおりません。それは日本じゅうにおける牛乳の取引についてでございします。今回の改正案は、最近当委員会の諸先生にいろいろ御批判、御指導を受けましたことを一応考えまして、それを尊重もいたしまして、地方においては都道府県知事が行方、中央においては大臣が行方、その両者を置いたのであります。大臣は、もちろん一県限りの影響でない数府県にわたる、全国的にわたつて、乳価あるいは酪農経営の安定等について適當でないおそれがある場合に、知事が第一段でなく、それがどうしてもうまくいかないといふことで持つてきた場合に行うこととしておるのであります。大メーカーは初めから大臣がやればいいじゃないかといふことでございします。が、大メーカーでも、乳価等は地区ごとでありまして、たとえば北海道の明治、雪印、大阪の関西酪農あるいは岩手の全酪連、こういう地域によつて違ひます。一企業体でありまして、その地域ごとの乳価もございします。一県限りでその取引の紛争の処理があつせん調停において可能でありますれば、それはやはり知事が行方のが、日本の行政機構の普通でもあるし、実情もよくわかるだらう、しかし、それが、紛争が起きて、一県であつても数府県でも、さらに広範な影響のあるときは大臣が行方のが適當であるという二段がまえにいたしましたのであります。農林

大臣や知事等がやらないといふふうにしたのではございしません。なお、改正案は、御判読いただきましたように、従来あつせん委員をして行わしめたときに公益委員等が引き受けない場合はやりようがございせんので、知事が自分でやる、こういうふうにして調停をすると同時に、中央、地方の牛乳取引の調停委員会を設けまして、その公正を期するようにする。農林大臣は、中央の牛乳取引委員会に、二人以下では公平を欠くこともあるから、三人を指名して行わしめるようにいたします。また、そういう御指摘のような場合、知事が行います場合にも、知事に対して農林大臣が助言、資料の提示その他必要な協力をする措置を置きまして、たとえば農林大臣と都道府県知事が乳価に關して上下の官庁にある場合の指示、そういうことを當然行ひ得ることのほか、法文をもつて知事が行う場合でも、県内のこともそうだが、特に御指摘のような場合には、農林大臣が助言、資料の提示その他必要な協力をすることを確保して万全を期したいと思つておるのでございします。

○永田委員 この問題はまたあとで尋ねたいと思ひます。

次は、消費の拡大の面について畜産局のお考え方を承りたいのであります。が、集団飲用、それから学校給食等は、消費の拡大のためには最良の打開策であると考えておるのであります。しかし、これを推進していくためには、たとえば株式会社で言うところの創業費というふうな面の経費が相当要すると思ひのであります。たとえば職場に冷蔵庫を置いておく、その冷蔵庫の設備をする、あるいはまた数カ所の職場を對

象とした大きな集積配達所といいますが、ストック・ポイントが必要になってくる。こういう冷蔵庫とかストック・ポイントとかいうものに対しての経費をどういうふうな考えでおられるのか。現在は大きな乳業者は集団飲用にはどうも熱心じやない。ほとんどそっぽを向いております。あまりもうからないからだと思っておりますが、この集団飲用を促進させることが、今までは生産者とか中小の乳業者とか、そういう貧乏で投資の力がない、こういうものが非常に熱心にやっておったのであります。私も、この消費を拡大するためには、どうしても集団飲用あるいは学校給食、こういう設備をこれからどんどんふやしていく必要があると考えておる。これに対して政府はどういうお考えを持っておられるか。それから、この集団飲用の冷蔵庫あるいは職場向けのものなんかは免税にしてしまふべきだ、こういう消費の拡大策を考えておりますが、政府の方はどうお考えになっておるか、お尋ねをいたします。

○安田(善)政府委員　そういう問題については、先生の御意見の通りだと思います。特に基本的な考えにおいてそうだと思います。そこで、学校給食につきましても、供給いたします牛乳に、価格差の補助のような補助金約十五億、飲用牛乳で十一億、乳製品で約三億強でございますが、それを年間一般予算に計上して公けに示し、逐次来年度以降も相当計画的に考えていこうと思っております。それを給食する施設につきましては、文部省におきまして、小麦粉に関する以外に、たしか約二億だったと思いますが、生活困難者の

場合にその父兄負担をなくすること、給食施設に関する補助を計上していただいておりますのであります。前年度より拡充しておると心得ております。また、集団飲用の場合におきましては、農業協同組合やその連合会が職場であることが多いと思いますが、生活地域におきまして集団飲用の場合の施設もあると思っておりますが、これは公庫資金をもちまして来年度約三億の資金——この三億は、産地の集乳施設、クーラー、輸送費等にも使いたいと思っておりますが、それらの点についても低利長期の融資をはかりたいと思っておりますのであります。乳業会社と消費者が株式会社の場合は、これは去年からやっておりますが、集団的な飲用を中心にして消費の増進、そういう場合に、会社側ぐらゐは負担してもいいじやないか、そういうことで、協議をもちまして、実質上に冷蔵庫の設備等ができるように打ち合せしてお勧めして、石川島造船等その他いろいろ例があります。が行われておる場合があります。その冷蔵庫に物品税がかかるわけでありまして、大量の消費をいたします場合は電気冷蔵庫が多いと思いますが、学校給食用の施設につきましても、都市農村を問わず物品税四割でございます。のを、大蔵省に要求して免除措置をとらせました。その他の飲用のものにつきましても、ほんとうの用途がはっきりしないとか、負担者があるじやないかというような点を中心にいたしました。また妥結をいたしておりません。私も、そういう点を明確に、最初から制限的にしても、しかるべき努力をいたしたいと思っておりますが、そのままだであります。例を引きますと、乳

製品製造業者がアイスクリームを小売店で売ります場合には、本質的に必要な点もありますが、小さい冷蔵庫施設を小売店等にメーカーが置いておるのであります。メーカーが置くことがいかにどうか議論もありましようが、そういうときのサービスもありましようが、乳業者で可能なものは、やはり牛乳の消費、集団飲用というものを単に企業の対象と考えるばかりではなしに、社会的に非常に意味があること等をなおよく懇談を申し上げまして、それらが進むようにしていきたいと考えております。主婦連等でもそういうことをお考えになっておることもございますが、同様でございます。

○永田委員　次に、消費の拡大あるいは集団飲用を妨げておる大きなものに、食品衛生法規があります。これは当委員会でもたびたび問題になりました。多くの方から質問をされたのであります。昔は、牛乳を薬品扱いにして、お薬のようにして飲んだ。この食品衛生法規が問題になりました。たしか昭和三十年であつたと思ひますが、厚生省の公衆衛生局長の通牒で、集団飲用の場合は、特に市乳の搬入は大型の容器でもいい、あるいは処理施設は法第二十一条の許可を要しない、あるいは殺菌は簡易な高温殺菌でもよろしい、こういう通牒が出されておるのであります。ところが、その通牒の最後の方にはただし書きがついておりまして、牛乳の生産地である農山村地帯からきわめて短時間のうちに牛乳を入手し得るところということが書いてあるために、私の方でも、これをたてにとりまして、地方の保健所ではなかなか許可しない。こういうことが集団

飲用あるいは消費の拡大を非常に妨げておると思ふのであります。これは当委員会でも今までしばしば問題になりましたけれども、その後農林省はどういう努力をされておるか、厚生省との間にどういふ交渉を持たれたか、そういう点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○安田(善)政府委員　永田先生のただいまの御質問でございますが、これは、昭和三十年、環境衛生部長を楠本君がやっておりました当時、当委員会でもいろいろ問題があつて、低温殺菌がいいのだ、高温殺菌は好ましくないのだ、やつても制限的なものだ、それ本省から出しますということ、實際上地方において積極的にこれを奨励的に弊害なく許可をしておる例がないことが最近まで続いていたことを、楠本君に会つてよく研究をいたしました。昨年牛乳の生産が消費に見合わずいささか過剰であつたというような時代に、政府が国費を投入しまして牛乳の消費増進運動を学校給食のほかに一般的にもしようとする際にも、当然考慮をいたしました。大野先生あるいは中澤先生、その他当委員会の諸先生からはいろいろの御質問が農林省と厚生省にあつたことも記憶にあります。

そこで、昨年当面の乳価対策を閣議決定しました。消費増進の条項に關して、別途閣議法において設けられております。酪農審議会の議決もありました。その議決は、簡易に消費者に飲用ができる方法を考究して進めようという表現でございますが、御趣旨を体しまして、厚生省がやらなければ農林省において家畜衛生のこともやっておるからよく研究してやってみよう、

国立牧場の牛乳等で、付近で高温殺菌で弊害がない、多少のビタミンCは他から補給すればかえつていい場合もある、そういうことなどを例にあげまして折衝しましたところ、その消費普及事業の実施の次官會議をいたします場合に、この問題は厚生省に主としてやらせてくれないか、衛生の問題でありますから、ということでございます。それで、農林省ともども行方なら、厚生省がお進めして、趣旨がそのように進めるといふ方法でやつて下されば、そういうふうな引き受けてもよろしいというので、その趣旨で次官會議を決定いたしました。それがたしか十月の終りか十一月の中旬でございますが、それから、年末年始を通じて、まず関東の近県で、これは私のヒント、アイデアでございますが、こういうふうにしてやりますれば経費もうまくできるし、衛生上も差しつかえないし、県の衛生部も認めていいんだというモデル、適例を示すように、それは厚生省、農林省のほか、文部省、また都道府県の関係部課に一般消費者、生産者の方も入れて実例を示すようにして、それでよければそれを普及するよう

に、必要に応じて必要な範囲で従来の制限以上に普及するようにという約束を公衛衆生局長といたしたのであります。そこで、年末年始に予算上厚生省はの実験にちよつと困ると言つておりました。が、群馬県その他でやりました。厚生省で今その整備をいたしております。その前に、長野県では、少い例で恐縮でございますが、すでに二カ所は明確に県の衛生部も賛成して実行をいたしております。今後具体的に例を示して、関係のいろいろな角度から

する人がみな同意したり推進したり許可するようなどて推進をいたすことにしておる次第でございます。

○永田委員 次に、学校給食の場合のことをお尋ねしたいのですが、余剰農産物の協定の中で義務づけられているところの輸入脱脂粉乳、年間二万四千トンだということを聞いておりますが、これは非常にまずくて評判が悪いわけですね。私の子供なんか脱脂粉乳の輸入のやつはまずいから飲まないと言っておりますが、しかし、これを消化するということが文部省とか教育委員会、学校給食会なんかの責任になっておるようでありまして。農林省としては、国内産の牛乳が外国から入ってくる脱脂粉乳に置きかえられるというところが望ましいと思うのであります。そういふふうになつてくると教育関係者は責任上困る、こういう対立した立場になつておると思うのであります。が、こういう問題で文部省と農林省との両者の話し合いとか調整というものはどういふふうになつておりますか。

○安田(善)政府委員 ただいま農林省、文部省と対立はございません。お手元に配付をいたしました法案のもとでありまして、そのままでない分もございまして、これは逐次実情に應じて修正を加えるということできめてあるわけでございまして、酪農の長期的観点に立つた総合対策の構想というものと、今回の酪農振興法の一部改正法案の中に盛り込まれておりますように、学校給食につきましても、農林大臣が学校へ乳を供給するまでは所管を持ちまして、文部大臣に協議をして行うことになつております。また、学校給食会

につきましても、文部省の所管でございますが、文部大臣を通じて農林省の監督もできるようになつておるのであります。それから、給食計画、何を何日ぐらい、ミルク給食を給食の全体の中でどのくらいやるかは一応年々の予算で具体的にきまり、一応の長期計画を持つような体制に従来からなつておりますので、その間に、昨年から当委員会の諸先生の御指導的意見を尊重いたしまして、よく話し合いをしまして、国産牛乳、乳製品をだんだんと輸入乳製品の方に置きかえて学校給食をするんだ、また、現在のミルクによる学校給食はその普及率が少な過ぎる、こういうことについて、文部大臣も参議院の予算委員会においてお答えになつておられますけれども、そのような方針で進んでおるのでございまして、私も、予算の折衝と同時に、学校給食計画を考えまして文部省と折衝する場合にも、考え方に異存はないのでございます。

多少文部省が心配をいたしている点をつけ加えますと、夏季の給食というやうな場合には一部の地帯に飲用牛乳に不足が生ずる場合が過去においてあったのではなからうか。たしか三十二年と三十一年だつたと思いますが、あるいは二十九年と三十年だつたかもしれませんが、農林省の予算で国産牛乳を学校給食に回そうという予算が全部使えなかつたということがございまして。しかし、今後は態勢を整えましてそうするから、そういうふうにしてくれというところで、異存はございません。

りますと、砂糖あるいはバター等を添加しない場合はまずいかもしれないが、衛生的な処理が割合学校として責任が持ちやすいというので、そういう点を好むやうな意見が聞かれますので、注意して遺憾なきを期することになって、学校給食会、これは中央と地方とがございまして、それら地方と、あるいはそれらに關係する業界の意見等は、公正な教育の意味も持ち国内産を伸ばそうということでありまして、一般業界では特殊用途で消費を伸ばすことはむずかしいが、学校給食では政府間の意見を統一してよくやろう、だんだん輸入は減らそう、こういうふうな考へております。この意見は一致しておるつもりでございます。

○永田委員 その学校給食の脱脂粉乳の問題でございますが、今までアメリカからただでもらつていた分があつたか、だんだん減らしていくということをお聞きしておつたんですが、四十年で四分の一ずつ減らしていくということをお聞きしておつたんですが、そうすると、ここの分はどうなつておるんですか。もうなくなつたわけですか。

○安田(善)政府委員 アメリカからグラントでもらう、こういう分だと思ひますが、昨年五千トンをもつて終りいたしましたので、教育に使うやうなそういう乳製品は、とかくの問題があるから、三十四年度はそういうグラントは受け入れない、こういうことになっております。

なほ、本年度三十三年度はお話のやうに脱脂粉の輸入量は二万五千トンでございますが、来年度予算に計上してわれわれが文部省とともに考へておりますのは、来年度は一万五千トンで、五千五百トンの減をいたしております。二割五分減をさせるようにいたしております。これは、毎年、国内の需給のこともありますが、酪農振興をはかつて、その方向をますます進めようと思つておる次第でございます。

○永田委員 そうすると、お金を払つておるもの、余剰農産物關係のCCCの機關のもの、これは一ポンド幾らで買つておるのですか。それで、それを学校給食会に幾らで売つておるのですか。

○安田(善)政府委員 簡単に申し上げますと、あと幾らと申し上げますが、国産の脱脂粉乳の最近の価格の三分の一くらいでございます。アメリカの国内のなま乳の価格は日本とそう違ひませんが、CCCによりまして過剰物資の輸出はいささかダンピングのきらいもあるかと思つております。一ポンド四セント、目下の為替換算率で十四円四十銭、学校に売りますときにはこれが二十五円になつておるようであります。

○安田(善)政府委員 牛乳關係の輸出品と申しますれば、一応乳製品の輸出ということに目下は限定してもいいと思ひますが、終戦前かつて日本は加糖練乳を南方地域の乳製品の消費のところに輸出をしたことがあります。雪印が興農公社とか酪農農業協同組合という形のときだつたと思ひますが、輸出の補助金を政府から出しましたときにロンドン市場に売つたことがあります。たしかその國際的規格は二級品の第一とも言えぬが二級品のいい方に属するといつたやうなことであつたやうであります。練乳と、特に腐敗しにくい加糖練乳と粉乳、バター、チーズ、こういうやうなものが問題かと思つておりますが、目下は、世界を支配しているバターで例を言いますと、主要輸出国は日本の現在のバターの価格の半分くらいか四割減くらいに間にあつております。要するに、価格が合わないということでありまして、輸出を安く売つて出して、可能な場合に輸出を出して国内の価格を高くするといふやうなことなどが無い何かの研究を今後しなくちゃいかぬと思つております。また、品質につきましても、輸出の場合には特に英米系またはその旧植民地だと思ひますが、日本のバター等は海水からの食用塩を使つておるのであります。外国は岩塩を使つておられて、日本人の米に對する味がデリケートなやうに、そういう部分の注意も必要があると思はれるのであります。また、輸出国の家畜及び畜産品の細菌衛生の状況ですが、そういう点で、初めから、たとえばピルマだと思ひますが日本品は輸入禁止

をしておるといふような場合もあるの
でありますので、多方面に研究をし
て、生産費の合理化、品質の適応性、
価格の調整、あるいはその衛生の問題、
こういうものを解決しなくちゃいけま
せんが、現在でも試作品はお勧めしま
して、シンガポール等について少し
づつ試験輸出をいたしておるのであり
ます。台湾とか中共の一部とか南方そ
他への加糖練乳は、昔の輸出——向う
で言えば輸入の慣行等もございませ
う、それらについて逐次研究をしたい
と思ひますが、それに当りまして、
やはり、酪農経営から、牛乳の処理加
工業から、その合理化等、総合的な国
内体制の整備をもつて、その力をもつ
て外国に輸出し得るような力が基本的
にできてくることが重要でございま
すので、ある意味では今回の改正法律案
も将来に向ひましてのその一道路だと
考へておる次第でございませう。

○永田委員 学校給食の補助が
今まで一合について四円だったのだ
が、今度三円七十銭になったというこ
とであります。この脱脂粉乳はメー
カーから学校給食会へ納めるときには
幾らで納めてゐるのか。それから、学
校給食会が一ポンドについて幾らで県
の方に輸出しておるのか。その差額を四
円で補助をしておったわけでありませ
う、三円七十銭になつて、そのことこ
ろがどういふふうになつてゐるのか。
それから、脱脂粉乳一ポンドに水をま
せて牛乳をこしらへる、そうすると幾
らの牛乳ができるのですか。

○安田(善)政府委員 第一の点でござ
います、一合四円というのは前年度
から引き継いで三十三年度も計上して
ありましたが、まず第一には、予算編

成期より今後に出る場合、将来のこ
とは不明な分が一部ありますが、農林
省の調査によりますと、一合当り五十
銭ないし六十銭程度において、飲用牛
乳を処理する方が買われる価格、言い
かへますと生産者のなま乳の販売価格
が下つておるのだ、しかしその価格は
まちまちでございませう、そのとき
に、もし学校へ納める値段が同じだと
しますと、これは不当に血税でもつて
する補助金を乳業者に学校給食におい
てたもうけさせる、そういうことにな
るわけでありませうので、乳価が下つ
ておるうちの弾力性を見まして半分程
度、五、六十銭のうちの三十銭くらいを
下げて、特定の者が価格の変動のため
にもうけをしないという措置をとるの
が適當だといふので下げたつもりであ
ります。またもう一つは、今までは、
国産の牛乳、乳製品を学校給食に回し
ます場合に、なま乳でやるのがよいこ
ろ、か乳製品でやるのがよいのかといふ
ことについて意見が必ずしも一致してお
りませんでした、私も、国産品
は近くで生産ができて、農家の牛乳販
売収入もよいのだから、また消費者も
喜ぶのであるから、なま乳がいいとい
ふことで、なま乳を中心にしていこ
う、かつまた、その数量を増して輸入
を避けてする方針で第一歩を踏み出そ
う、そういうことからいたしまして、
財政等の許可限り、また文部省と意見
が一応合います限りにおいて数量の
確保をあわせますと、先ほど申し上げ
ました乳製品七万五千トン分、飲用牛
乳で三十二万四千トン分、それを一般
会計の通常予算で計上する際に、十五
億の予算がありまして、一般販売価格
の三分の二近く飲用牛乳では補助金を

出すようなことでございませうから、
両者勘案いたしまして、少し下げた方
がいいんじゃないかという意味で三十
銭下げたのであります。

また、学校給食会にメーカーが売り
渡します価格は、目下神奈川が一番高
いのでありますが、北海道その他原乳
の価格等の差が地域によつて違ひま
す、全国平均は、予算単価もこれを
とつてあります、平均単価は六円六
十銭であります。六円六十銭供給で、
四円を補助したのは三円七十銭にす
る、そういうことであります。しか
し、従来六円六十銭供給でどこも一律
にやつておるわけではございませ
う、たしか神奈川が七円八十銭か九十
銭でございまして、五円何十銭とい
うところもあるわけでございます。

今後は、日本の牛乳及び乳製品全体
が需給のバランスがとれつつありま
すが、まだ過剰きみである、夏分はどう
である、今後不足するんじゃないかとい
うことについては、研究を要すると思
ひますが、学校給食に対する補助金の
一般予算の計上は、見通しにくいも
のがありますから、国内需給調整上、
酪農安定、乳価安定上必要な場合はよ
く政府部内で相談しなくちゃいけませ
んが、全く予備費を出さぬわけじゃな
い、予備費を出すこともある、こうい
う予算折衝上一応の折衝もいたしまし
たので、学校給食は、補助を法的にき
めますと同時に、国産品の牛乳、乳製
品で消費増進をはかり、その消費に見
合う生産の進捗をはかるという建前を
維持しまして、国産牛乳、乳製品によ
る学校給食の法的制度化に一步を踏み
出そうといひたいと思ひますから、父兄
等にはいろいろ苦勞があろうと思ひま

すが、あまり御迷惑をかけないように
実行したい、またできるだらう、こう
いふふうにしておる次第でございま
す。

○吉川(久)委員長代理 本会議も始ま
りますので、本日の質疑はこの程度に
とどめ、明十八日午前十時より開会
いたすこととし、これにて散会いたしま
す。

午後三時五分散会

農林水産委員会議録第十五号中正誤

ページ 行 誤 正

四二 二〇てん菜 てん菜

〃三 八てん菜 てん菜

五一 三 報告徴収等 報告の徴収等

〃三 八かつ かつ、

昭和三十四年三月二十日印刷

昭和三十四年三月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局